資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、協同組合ほくほくスタンプ会発行の「ほくほくスタンプ商品券」につきましては、令和８年９月３０日（水）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第２０条第１項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の「ほくほくスタンプ商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

１．ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

ほくほくスタンプ商品券

（表面）

（裏面）

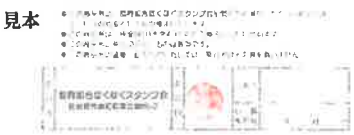

２．ご利用終了日

令和８年９月３０日（水）まで

３．払戻しの申出期間

令和８年１０月１日（木）～令和９年１月３０日（土）

受付時間は、午前９時～午後６時まで（日、祝日、１２月２９日（火）～１月４日（月）は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

４．申出及び払戻しの方法

協同組合ほくほくスタンプ会事務所に未使用のほくほくスタンプ商品券を持参し、「ほくほくスタンプ商品券払戻申請書」に必要事項をご記入してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

※持参できない場合

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を協同組合ほくほくスタンプ会事務所までお電話にてご連絡ください。

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「ほくほくスタンプ商品券払戻申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用のほくほくスタンプ商品券を同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容と未使用のほくほくスタンプ商品券を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます（返信用の切手代、振込手数料は当組合にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報は、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

５．お問い合わせ先

協同組合ほくほくスタンプ会事務所

〒８５９－６１４１　長崎県佐世保市鹿町町新深江２９番地の４

電話番号０９５６－６６－３２２０